

行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会規約

(設置)

第1条 行田市及び羽生市（以下「両市」という。）は、両市による一般廃棄物処理施設の共同整備事業（以下「事業」という。）に関する事項について協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の協議会の名称は、行田市・羽生市一般廃棄物処理施設の共同整備に関する協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理施設の共同整備に関すること。
- (2) 一般廃棄物の共同処理に関すること。
- (3) 事業の実施主体に関すること。
- (4) 事業の経費の負担割合に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、両市の市長、副市長及び環境担当部長の職にある者を委員として組織する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、行田市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、羽生市長をもってこれに充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、両市ともに2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の合議により決するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、行田市役所（行田市本丸2番5号）内に置く。

2 事務局の庶務は、行田市環境経済部環境課新ごみ処理施設建設準備グループが行う。

(経費の負担)

第8条 協議会の事務に要した費用は、行田市が負担する。

2 前項の事務以外に要した費用は、両市が均等に負担する。

(協議会の解散)

第9条 協議会は、事業の実施主体の確定をもって解散する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

この規約は、令和3年6月10日から施行する。